

令和6年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

2

(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

## 〔 目 次 〕

① 運営指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？.....	1
② 訪問介護計画等の作成にあたって留意すべきことは？.....	7
③ 集合住宅減算について【訪介】.....	10
④ 総合マネジメント体制強化加算について【定期】.....	15
⑤ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について.....	19
⑥ 最近の質問から.....	21
⑦ 通知集について.....	23

【注】各サービスに該当する項目及び記載内容については、以下のとおり表示しています。  
なお、特に記載のないものは、全サービス共通です。

訪介	→訪問介護
訪入	→(介護予防)訪問入浴介護
定期	→定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間	→夜間対応型訪問介護

① 運営指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？

令和5・6年度に実施した運営指導を中心に、主な指摘事項を掲載していますので、今後の業務の参考としてください。(口頭指導を含みます。)

【変更の届出等】

平面図の変更	事例 ・平面図について、届出の内容と現況が異なっているにもかかわらず届出が出されていない。 ・事業所の平面図に変更が生じた場合は速やかに指定事項等変更届を提出すること。 また、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。
--------	--

【人員に関する基準】

管理者	事例 ・管理者が、当該訪問介護事業所の訪問介護員等と兼務しているほか、同一敷地内の有料老人ホームの管理者も兼務している。 ・指定訪問介護事業所の管理者は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事しなければならない。 ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、 1. 当該事業所の他の職務に従事する 2. 他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する のいずれかを兼務することができるものとされている。 よって、管理者が訪問介護員等及び有料老人ホームの従業者を兼務することは人員基準違反に該当するため、直ちに基準を満たすよう兼務状況を是正すること。
-----	---

サービス提供責任者の員数	事例 ・サービス提供責任者の員数は、前3月の利用者数の平均値によるが、それを容易に確認できる資料を3か月に一度しか作成していない。 ・各月の利用者数のみならず、前3月の利用者数の平均が容易に確認できる資料についても毎月作成し、保管すること。
--------------	--

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【運営に関する基準】

1. 「運営規程、重要事項説明書」に関すること

内容及び手続の説明 及び同意	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問介護員等の常勤・非常勤の別を記載すること</li> <li>2. 利用料金のうち、算定している加算及び算定する可能性のある加算についての説明を追加すること。</li> <li>3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無について記載すること。</li> </ol> </li> </ul>		

2. 「訪問介護計画の作成」に関すること

アセスメント	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画の作成に当たり行うアセスメントが、初回は実施されているが、2回目以降実施されていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画の作成に当たっては利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメントする）こと。また、実施したアセスメントの記録については、必ずすべて保管すること。</li> </ul>		

計画の作成	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画の内容に不十分な箇所がある。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 居宅サービス計画に位置付けられているサービス内容が、訪問介護計画に位置付けられていない事例がある。</li> <li>2. 居宅サービス計画に位置付けられていない援助を、訪問介護計画に位置づけ、実際に援助をしていた事例がある。</li> </ol> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助の目標達成のための内容の明確化と介護給付の適正化の観点から、訪問介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合性を図ること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定訪問介護は、訪問介護計画に基づいて提供すること。</li> <li>2. 当該居宅サービス計画に位置付けられた援助内容と、実際に利用者に対し必要な援助内容が異なる場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行うこと。</li> </ol> </li> </ul>		

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

3. 「勤務体制の確保等」に関すること

勤務表の作成	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月ごとの勤務予定表の作成はあったが、勤務実績表の作成がなかった。</li> <li>・勤務予定表において、実際に勤務する予定のない人員が予定表に記載されていた。</li> </ul>
<p>・勤務状況の明確化、人員管理の適正化及び介護給付の適正化の観点から事業所の従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係を記載した月ごとの勤務予定表及び実績表を作成すること。</p>	

勤務の体制	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間にサービス提供をする訪問介護員について、夜勤職員として配置されているが、併設のサービス付き高齢者向け住宅の勤務時間を含めた勤務時間となっていた。</li> </ul>
<p>・訪問介護員等の勤務時間については、指定訪問介護の提供時間のみならず、事業所において行う指定訪問介護に直接関係する業務に係る時間及び営業時間帯における指定訪問介護に係る待機時間（以下、「待機時間」という。）についても勤務延時間数に算入して差し支えないが、当該待機時間に他事業の職務に従事する時間を算入することは、認められない。</p> <p>よって、今後は、他事業に従事する時間は明確に区分し、勤務表には指定訪問介護に従事する時間数のみを記録した上で、常勤換算方法で2.5以上の員数を配置すること。</p>	

勤務の体制	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務中に併設の有料老人ホームにおける業務を行っていた。</li> </ul>
<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務時間については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供時間のみならず、事業所において行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に直接関係する業務に係る時間及び営業時間帯における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る待機時間（以下、「待機時間」という。）についても勤務延時間数に算入して差し支えないが、当該待機時間に他事業の職務に従事する時間を算入することは、認められない。</p> <p>よって、今後は、他事業に従事する時間は明確に区分し、勤務表には指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に従事する時間数のみを記録すること。</p>	

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

4. 「地域との連携等」に関すること

<p>介護・医療連携推進会議</p>	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催した全ての介護・医療連携推進会議において、地域密着型通所介護の運営推進会議と合同で開催していたがその開催方法に不適切な箇所がある。</li> <li>・介護・医療連携推進会議の議事録を、事務室で保管しており、掲示等により公表していない。</li> </ul>
<p>・介護・医療連携推進会議について、合同で開催することは差し支えないが、以下の条件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること</li> <li>② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</li> <li>③ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。</li> <li>④ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は単独で開催すること。</li> </ol> <p>・議事録は、事業所内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表すること。</p> <p>なお、自己評価及び当該会議において行われる外部評価の結果についても、事業所に掲示するとともに、利用者及びその家族に対しても手交若しくは送付することにより公表する必要があることに留意すること。</p>	

5. 「虐待の防止」に関すること

<p>虐待の防止</p>	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための研修について、令和6年度に実施されておらず、計画にも組み込まれていない。</li> </ul>
<p>・必要な研修及び訓練について、定期的に実施すること。              また、その記録を作成し、保管すること。</p>	

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【介護給付費の算定に関する基準】

<b>基本報酬 の算定</b>	<b>事 例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回提供したサービス提供からおおむね2時間未満の間隔で身体介護を提供していた場合に、合算せずにそれぞれの所定単位数を算定している事例があった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回のサービス提供からおおむね2時間未満の間隔でサービス提供が行われた場合は、それぞれの所要時間を合算し、算定を行うこと。</li> <li>不適正な請求については、過誤調整により自主返還を行うこと。</li> </ul>		

<b>初回加算</b>	<b>事 例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算については、当該月にサービス提供責任者が同行するか、またはサービス提供責任者が指定訪問介護を行うことが算定の要件であるが、同行していない事例があった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録が確認できない不適正な請求については、過誤調整により自主返還を行うこと。</li> </ul>		

<b>緊急時訪問 介護加算</b>	<b>事 例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時訪問介護加算を算定しているが、要請のあった時間、要請の内容が明確に記録されていない事例がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、利用者又はその家族等から要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録すること。</li> </ul>		

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

集合住宅減算	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内建物等に居住する者へのサービス提供した割合について適用であるか否かを確認する書類を作成していない。</li> <li>また、同一建物等に居住する者へのサービス提供した割合について90%以上であるにも関わらず、減算に係る届出について市に提出していない。</li> </ul>
<p>・集合住宅減算または同一建物減算(所定単位数の100分の90を算定)については、以下の建物に居住する利用者に対して適用するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貴事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物</li> <li>② 貴事業所と同一の建物</li> <li>③ 上記建物を除く、1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物</li> </ul> <p>指定訪問介護事業所は決められた期日までに当該減算の確認書類を作成し、減算となる場合は市に届け出をすること。</p>	

処遇改善加算	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該加算の算定要件である、計画の内容の職員への周知について、口頭で説明しているとのことであるが、周知したことが確認できない。</li> </ul>
<p>・介護職員等処遇改善加算(I)について、処遇改善の計画の内容を職員に周知したことが確認できるよう、記録を残すこと。</p>	



## ② 訪問介護計画等の作成にあたって留意すべきことは？

市が実施する運営指導で、訪問介護計画の未作成や必要な事項が記載されていない等の事例が見受けられます。特に留意していただきたい事例及び指導内容を過去の集団指導より再掲載しますので、今一度、貴事業所の訪問介護計画及び運営基準の点検をお願いいたします。

なお、訪問介護以外のサービス事業所においても、貴サービスに読み替えてご確認ください。

### 1. 訪問介護計画の(再)作成、交付について

指定訪問介護とは、訪問介護計画に基づき行うものです。

サービスを提供するにあたっては、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得た上で交付しなければなりません。

#### 【事例1】

- ・訪問介護計画を作成していない事例がある。
- ・作成した訪問介護計画を交付していない事例がある。

#### 【指導内容】

☞指定訪問介護とは、訪問介護計画に基づき行うものであるため、仮に作成されていないのであれば、運営基準違反である。

また、作成していたとしても、作成した訪問介護計画については、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者に交付しなければならないため、上記手続を行っていないのであれば、同じく運営基準違反である。

訪問介護計画は、援助の目標達成のための内容の明確化と介護給付の適正化の観点から、必ず作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者に交付すること。また、その完結の日から2年間保存すること。

なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、サービス提供前に利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。

#### 【事例2】

- ・サービス提供責任者が、指定訪問介護の内容に変更がない場合は訪問介護計画の再作成は必要ないと認識していたため、利用者の要介護認定の更新や居宅介護支援事業者の変更による居宅サービス計画変更時に、訪問介護計画の再作成を行っていない事例がある。

#### 【指導内容】

☞たとえ指定訪問介護の内容に変更がない場合であっても、居宅サービス計画の変更があった場合には、訪問介護計画の再作成・再交付を行うこと。

訪問介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成されなければなりません。

## 2. ケアプランとの整合性、訪問介護計画に沿った援助の実施について

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護計画を作成しなければなりません。また、サービスは訪問介護計画に基づいて提供しなければなりません。

なお、居宅サービス計画に変更が生じる場合には利用者の状況に変化があるため、指定訪問介護の内容に変更がなくても計画を見直す必要があります。よって、指定訪問介護の内容に変更がなくても、居宅サービス計画に変更があれば訪問介護計画の変更を行うことが望ましいと考えます。

しかし、内容を精査した結果、既存の訪問介護計画が変更後の居宅サービスの内容に沿っているのであれば、その旨記録を残すことでの対応も可能です。併せて、居宅サービス計画が軽微な変更で対応された場合は、訪問介護計画も軽微な変更で対応することは可能です。

なお、訪問介護計画の内容についての変更はなくても、要介護認定の更新や居宅介護支援事業所の変更等の際には、訪問介護計画の再作成が必要となります。

### 【事例】

- ・居宅サービス計画に記載されているサービス内容との相違がある。  
または、居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを訪問介護計画に位置付け、提供している事例があった。
- ・同一法人が運営する有料老人ホームに入居する利用者について、事業所の人員上の都合により、居宅サービス計画に位置付けられた頻度のサービス提供を実施せず、代わりに当該有料老人ホームの従業者が当該有料老人ホームのサービスの範囲内で対応していた事例があった。
- ・実際の援助内容が訪問介護計画に位置付けられている内容と異なる事例が散見された。

### 【指導内容】

- ☞訪問介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合を図ること。
- ☞利用者の状態の変化等により追加サービスが必要となった場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行うこと。
- ☞居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならないため、居宅サービス計画に沿った指定訪問介護の提供が困難な場合には、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じること。  
なお、介護保険サービスを用いる必要性がないのであれば、居宅サービス計画そのものの見直しに係る必要な援助を行うこと。
- ☞指定訪問介護サービスは訪問介護計画に基づき提供されるものであり、報酬算定の根拠であるため、訪問介護計画に基づいてサービスを提供すること。また、変更が生じた場合は、速やかに変更し、利用者に説明、同意を得、交付すること。

### 3. 訪問介護計画に必要な記載事項について

現在、下関市において、訪問介護計画書に記載が必要な内容は、次のとおりです。

- ・援助の方向性や目標
- ・担当する訪問介護員等の氏名(※援助に入る者全員分)
- ・提供するサービスの具体的内容
- ・提供するサービスの具体的内容毎の所要時間(※「必要時」や「随時」のものについても記載すること)
- ・提供するサービスの日程
- ・当該計画の作成者の氏名
- ・当該計画の説明者の氏名
- ・利用者に対し、当該計画について「説明」し、「同意」を得、「交付」を行ったことが確認できる文言
- ・利用者の同意欄(同意日含む)
- ・代筆者の続柄欄(※代筆者欄を設ける場合のみ)

上記の必要事項の記載漏れの他、以下の事例も見受けられましたので、訪問介護として提供するサービスについては漏れなく当該計画に記載するように留意して下さい。

#### 【事例】

- ・訪問介護計画の内容に不十分な箇所がある。

#### 【指導内容】

- ☞週2回の生活援助を位置付けている事例において、援助の内容が各曜日で異なるのであれば、曜日ごとに内容及び所要時間を記載するか、または、いずれかの曜日にしか実施しない援助内容についてその旨を記載し、各日の所要時間を正しく記載すること。
- ☞必要時の援助として居宅サービス計画に位置付けられた援助についても内容と所要時間を記載すること。

### 4. その他

#### 【事例】

- ・アセスメントを実施していない(又はその記録がない)

#### 【指導内容】

- ☞訪問介護計画の作成に当たっては利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

③ 集合住宅減算について【訪介】

令和6年度介護報酬改定により、集合住宅に居住する利用者サービスを行った場合の算定方法の見直しが行われました。

<b>概要</b>	<b>【訪問介護】</b>
○ 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。 【告示改正】	

単位数・算定要件等																			
<現行>	<改定後>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減算の内容</th> <th style="text-align: center;">算定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①10%減算</td> <td>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②15%減算</td> <td>上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③10%減算</td> <td>上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)</td> </tr> </tbody> </table>	減算の内容	算定要件	①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)	②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減算の内容</th> <th style="text-align: center;">算定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①10%減算</td> <td>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④に該当する場合を除く)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②15%減算</td> <td>上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③10%減算</td> <td>上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④12%減算 <small>(新設)</small></td> <td>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</td> </tr> </tbody> </table>	減算の内容	算定要件	①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④に該当する場合を除く)	②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	④12%減算 <small>(新設)</small>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合
減算の内容	算定要件																		
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)																		
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合																		
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)																		
減算の内容	算定要件																		
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④に該当する場合を除く)																		
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合																		
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)																		
④12%減算 <small>(新設)</small>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合																		

「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より

新設された④について、毎年度2回、事業所ごとに、当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者(実人員)のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者(実人員)の占める割合を計算し、「90%以上かどうか」の確認をする必要があります。

判定期間と減算適用期間

前期：判定期間(3月1日～8月31日)、減算適用期間(10月1日～3月31日)

後期：判定期間(9月1日～2月末日)、減算適用期間(4月1日～9月30日)

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

## 判定方法

14頁掲載の別紙10を記入し、判定をしてください。

【掲載場所】 下関市ホームページトップページ

(<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 分類でさがす
- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 加算手続き・各種申請様式
- 介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）
- 2. 加算関係 介護給付費算定体制一覧表

## 算定手続

算定期間が前期の場合については、9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、別紙10を作成し、算定の結果90%以上である場合については、必要書類の届出が必要になります。

(90%以上で届出をしていたが、90%未満となった際も届出が必要です。)

**※90%以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存をしてください。**

なお、過払い等の返還請求の消滅時効が地方自治法により5年であることから、記録は5年間保管することが望ましいとされていますのでご注意ください。

## 正当な理由の範囲

判定した割合が90%以上である場合で、90%以上に至ったことについて、正当な理由がある場合は、減算の適用となりません。

正当な理由の例

- ・ 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合。
- ・ 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- ・ その他正当な理由と市長が認めた場合

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

訪問介護の同一建物減算の Q&A

令和6年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) 令和6年3月15日

(問 10)

今般の改定により、訪問介護事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上である場合に減算適用することとされたが、90%以上となった場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。

(答) .

同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算の適用となる。

(問 11)

ケアマネジャーからの紹介があった時点で、既に同一敷地内建物等に居住する利用者であることが多く、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよいか。

(答)

訪問介護事業所は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第36条の2において、訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならないこととされており、単にケアマネジャーから地域の要介護者の紹介がないことを理由として、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上となった場合は、正当な理由には該当しない。

(問 12)

通常の事業の実施地域内に同一敷地内建物等以外に居住する要介護高齢者が少数である場合について、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよいか。

(答)

正当な理由とみなして差し支えない。ただし、訪問介護事業所は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第36条の2において、訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならないこととされており、お問い合わせのケースについては、通常の事業の実施地域の範囲が適正かどうかも含め、同一敷地内建物等以外に居住する要介護高齢者へも指定訪問介護の提供を行うよう努めているかどうか確認を行うこと。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

(問 13)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、正当な理由に該当する  
と考えてよいか。

(答)

正当な理由には該当しない。

**【留意事項】**

集合住宅減算とは、事業所と有料老人ホーム等の位置関係により、効率的なサービス  
提供が可能であることを適切に評価する趣旨であり、点在する外部利用者に訪問する場  
合に比べ、事業所と同じ建物に居住する利用者に訪問する場合には、訪問に係る交通費  
や移動時間等の手間が軽減されると想定されることから、単位数の一定割合が減算適用  
となるものです。

よって、有料老人ホーム等で事業所の実質的な機能を備えたまま、同一敷地等でない  
場所に事業所事務所を確保し、その賃料等を事業者が負担していることを以って、当該  
減算の対象外となるものではありません。

訪問の拠点となる、管理者やサービス提供責任者の主たる業務が行われている事務所  
の所在地が有料老人ホーム等とは別の場所にある場合において、訪問に係る時間や経費  
等の手間が生じている場合に、減算が適用されないものであることに、十分注意してく  
ださい。

運営指導等により後日減算対象となる事例が発覚した場合、介護報酬返還等の対象と  
なりますので御注意ください。また、事業所が減算の対象となるかどうかについて疑義  
がある場合は、介護保険課事業者係へご確認ください。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

(別紙10) 令和 年 月 日

**訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書**

事業所名 \_\_\_\_\_  
 事業所番号 \_\_\_\_\_

1. 判定期間 (※)  
 令和 年度  前期  後期

(※) なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

2. 判定結果  
 非該当  該当

ア. 前期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数 (※1)
3 月	人	人
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
合計	人	人

③割合 (②÷①) \_\_\_\_\_ %

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入) \_\_\_\_\_

イ. 後期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数 (※1)
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人

③割合 (②÷①) \_\_\_\_\_ %

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入) \_\_\_\_\_

(※1) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く

(※2) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)(抄)」(以下、「留意事項通知」という。)第2の2(16)⑤二等に規定する以下のa~cのいずれか、若しくは、d「いずれにも該当しない」から当てはまるものを選択すること。  
 なお、a~cに該当する場合は、それぞれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。  
 a: 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合  
 b: 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合  
 c: その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

備考  
 ・本資料は同一建物減算に係る算定手続きを補完する資料としてご使用ください。  
 ・「1. 判定期間」については、該当する期間を選択してください。  
 ・「2. 判定結果」については、アまたはイの算定結果を元を選択してください。  
 ・具体的な計算方法については、留意事項通知第2の2(16)⑤ロをご参照ください。



#### ④ 総合マネジメント体制強化加算について【定期】

令和6年度介護報酬改定により、総合マネジメント体制強化加算について見直しがされました。

改定前 総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位/月	⇒	改定後 (1) 総合マネジメント体制強化加算 (I) 1,200 単位/月 (2) 総合マネジメント体制強化加算 (II) 800 単位/月
-------------------------------------	---	--

#### (1) 総合マネジメント体制強化加算 (I) を算定するに当たっての要件

①～④については全て実施し、⑤～⑧については、1つ以上実施すること。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。

②地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

③利用者及び利用者に関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人にとって身近な存在となるよう、事業所が主体となって、地域の相談窓口としての役割を担っていること。(新設)

④地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。なお、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組とは、例えば利用者となじみの関係のある地域住民や商店等の多様な主体や地域における役割、生きがいなどを可視化したものを作成し、事業所の従業者で共有していることをいう。(新設)

次頁に続く

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

前頁からの続き

- ⑤障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、世代間の交流※をおこなっていること。(新設)  
※障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の指定を併せて受け、一体的に運営が行われている場合を含む。
- ⑥地域住民等、当該事業所以外の他の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等と共同で、認知症や介護に関する事例検討会、研修会等を定期的に行うこと。(新設)
- ⑦市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等をおこなっていること。(新設)
- ⑧都道府県知事により居住支援法人の指定を受け、利用者や地域の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援について、市町村や地域の関係者等と協力しながら、地域の担い手として実施していること。(新設)

**(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)を算定するに当たっての要件**

上記①②に該当すること。

加算の算定要件を満たすことがわかる根拠資料(実施の記録や議事録等)については、各事業所において2年間保存してください。

なお、過払い等の返還請求の消滅時効が地方自治法により5年であることから、記録は**5年間**保管することが望ましいとされていますのでご注意ください。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

介護保険最新情報 vol.1225 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)」より

○ 総合マネジメント体制強化加算

問 145 総合マネジメント体制強化加算（I）において「日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること」とされているが、具体的な取組頻度についてどのように考えればよいか。また、相談に対応したことについて、どのように表せばよいか。

(答)

- ・ 地域住民等からの相談への対応は、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、常に地域住民等からの相談を受け付けられる体制がとられていれば、当該要件を満たすものである。
- ・ また、日常的に利用者と関わりのある地域住民等からの相談が行われやすいような関係を構築していることも重要である。
- ・ なお、地域住民等からの相談が行われていることは、日々の相談記録等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに資料を作成することは要しない。

○ 総合マネジメント体制強化加算

問 146 総合マネジメント体制強化加算（I）において「地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」とされているが、具体的な取組内容や取組頻度についてどのように考えればよいか。

(答)

- ・ 具体的な取組内容については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）第2の5(12)において、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」の例をお示ししている。
- ・ ただし、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所が、事業所の所在する地域において、一定の理解・評価を得て、地域の中で核となり、地域資源を効果的に活用し利用者を支援する取組は、地域の実情に応じて、様々なものが考えられるため、当該通知に例示する以外の取組も該当し得る。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

- ・ また、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」については、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために、利用者一人一人にとってどのような支援が必要かということについて、地域住民等と連携した上で、常に問題意識をもって取り組まれていれば、当該要件を満たすものである。

○ 総合マネジメント体制強化加算

問 147 総合マネジメント体制強化加算（I）における「地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同での事例検討会、研修会等」については、市町村や地域の介護事業者団体等と共同して実施した場合も評価の対象か。

(答)

- ・ 貴見のとおりである。
- ・ ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず地域住民や民間企業、他の居宅サービス事業者など複数の主体が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、これらの複数の主体が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。

## ⑤ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について

令和3年度制度改正により、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等）が義務付けられています。  
（3年の経過措置（努力義務）期間は令和6年3月31日で終了しました。）

### ＜業務継続計画（BCP）の策定＞

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるようサービス提供を継続的に実施するための、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

※他のサービス事業者との連携等により行っても差し支えありません。

#### （1）業務継続計画の策定

##### 【感染症】

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

##### 【災害】

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

#### （2）研修を年1回、以上及び新規採用時に実施

※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的な実施も可能

#### （3）訓練（シュミレーション）を年1回以上実施

※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的な実施も可能

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

＜感染症の予防及びまん延の防止のための措置＞

各サービス事業所において、感染症が発生したり、まん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。

※他のサービス事業者との連携等により行っても差し支えありません。

(1) 委員会の開催

- ・おおむね6月に1回以上の定期開催と、流行する時期に随時開催
- ・感染対策担当者の配置

※テレビ電話装置等を活用して行うことも可能

(2) 指針の整備

- ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等）
- ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や関係機関との連携、行政等への報告等）
- ・発生時の連絡体制の整備（事業所内、関係機関）

(3) 研修を年1回以上、及び新規採用時に実施

(4) 訓練（シュミレーション）を年1回以上実施

＜虐待の防止＞

虐待等の発生、またはその再発を確実に防止するために、次に掲げる事項の措置を講じなければなりません。

(1) 委員会の開催

(2) 指針の整備

(3) 研修を年1回以上、及び新規採用時に実施

(4) 訓練（シュミレーション）を年1回以上実施

※未実施減算については、〈共通編〉 49頁【令和6年度介護報酬改定により規定された減算について】を参照ください。

## ⑥ 最近の質問から

Q. 看護師（准看護師）の資格保有者はサービス提供責任者になれるか？

A. サービス提供責任者になれる資格は次の通りです。

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・旧介護職員基礎研修修了者
- ・旧訪問介護員1級課程修了者
- ・看護師、准看護師及び保健師\*

※看護師、准看護師及び保健師は、旧訪問介護員1級課程修了者と同等として取扱うため、サービス提供責任者になることができます。

### 【参考】

- ・「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者」（平成24年3月13日厚生労働省告示第118号）

Q. 1回の買い物支援で、飲料水2リットルを10本とその他日用品の購入を希望されるが、大変重くなる。量として妥当か。

A. 1回の買い物の量や重量についての決まりはありませんが、生活援助は、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人自身が行うことが基本となる行為になります。

本人の生活に必要な物か、またその量が適切であるか、介護支援専門員を含めた関係者で確認をし、検討をお願いします。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

Q. オペレーターの通報記録は、通報の履歴のみの記載でよいか。それとも通報後の対処内容も記録が必要か。

A. 随時対応サービスは、オペレーターが利用者の心身の状況を適切に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスを提供すべきか等を判断するものであり、通報内容に応じて通話による相談援助を行うのみの対応や医療機関への通報を行う等の対応となることも十分に想定されるものです。また事業者はこうしたサービス内容について、利用者等に対し十分に説明する必要があることから、通報記録のみならず、対応の要否の判断や提供したサービスの内容等の記録を取るよう to してください。

Q. 有料老人ホームに入居している利用者から、通報があり、「エアコンの温度を上げて欲しい。」と依頼があった。対応について、如何か。

A. オペレーターが通報を受けた記録は必要ですが、エアコン調整はオペレーターの業務内容ではないため、「例：施設職員へ対応を依頼する。」など訪問介護員への依頼との区別が必要です。

Q. 令和6年度に新設された口腔連携強化加算について、現在、既に歯科医を受診中の利用者について、算定は可能か。

A. 居宅療養管理指導及び口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は併算定できません。また、他の介護サービス事業所において当該加算を算定している場合も算定できません。

介護保険最新情報 vol. 1344 「口腔連携強化加算に係るリーフレットについて」を参照ください。



## ⑦ 通知集について

### (1) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知)

『通院等のための乗車又は降車の介助』の利用目的について (通知) (令和3年6月17日付け下介第1112号) (別紙1) において通知しているところです。なお、下関市では通院等乗降介助の利用目的として「日用品等の買い物」の位置付けができることとしていますが、利用者が直接買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けるようにしてください。

### (2) 院内介助の取扱いについて

「指定(介護予防)訪問介護における院内介助の取扱いについて(通知)」(平成25年9月2日付け下介第1424号) (別紙2) において通知しているところですが、下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険(指定訪問介護)の算定対象となる場合は、当該通知にある要件をすべて満たす場合といたします。

診察や点滴等の処置の時間は、たとえ医師等からの依頼があった場合についても訪問介護費の算定は不可能ですのでご注意ください。

なお、指定訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

### (3) 金銭管理について

「訪問介護員等による金銭管理について(通知)」(平成20年9月16日付け下介第1392号) (別紙3) において通知しているところですが、訪問介護員等が利用者の金銭を取り扱うことはトラブルに発展する危険性が高いことから、日用品の買い物の援助の範囲を超える現金や通帳を取り扱う援助については介護保険給付の算定対象外としています。また、日用品の買い物の援助の範囲内である場合においても、利用者に預かり証を交付する等の対応により、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意してください。

なお、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めてください。

### (4) 同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について

訪問介護における生活援助については、同居の家族等がいる場合、障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、本人及び当該家族等が家事を行うことが困難な場合のみ算定することができます。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

このときの生活援助の提供範囲について、下関市における取扱いを整理した通知(別紙4)を平成27年に発出していますので、提供可能な範囲を超える生活援助を提供している事例がないか、各事業所において確認をお願いします。

指定居宅介護支援事業所より「同居家族等がいる場合の生活援助 相談票」の提出が必要となる場合がありますので、担当ケアマネジャーと十分に連携してください。

なお、他県に住んでいる別居の家族が帰省した場合のように、期間が限られていても家族等が在宅している場合には、生活援助は当該家族等が行うことが原則となります。そのため、その期間については同居家族等がいるとみなしますので、位置づけされている生活援助については、提供することが適切かどうか個別に判断してください。

#### **(5) その他の通知について**

その他通知についても、下関市ホームページ内「介護保険サービス事業者関係通知集」にて掲載していますので、今一度各事業所においてご確認ください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 通知集

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙1

下 介 第 1 1 1 2 号  
令和3年(2021年)6月17日

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各訪問介護事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、本市におきましては、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知) (平成23年11月1日付け下介第1725号) により通知しておりましたが、この度の令和3年度制度改正で「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)」の一部が改正され、「通院等」には、「入院と退院も含まれる」と明文化されたことから、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲について、下記のとおり整理するとともに、平成23年11月1日付け下介第1725号文書は廃止しますので通知します。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的として「日常品等の買い物」を計画に位置付ける場合は、「生活援助中心型」の訪問介護員等による買い物もサービス行為として算定可能であるため、利用者が直接日常品の買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けてください。

また、目的地での介助が算定対象となる場合は、『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係等について (平成15年5月8日老振発第05080011号、老老発第0508001号) に整理されているように、「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括して評価することを念のため申し添えます。

なお、身体介護中心型としての「通院・外出介助」についても利用目的の範囲は同様となります。

記

※「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲

- 通院 ■選挙 ■入退院 ■日常品等の買い物
- サービス選択のための介護保険サービス提供事業所の見学
- 公共機関における日常生活に必要な手続き (例：納税)
- 金融機関における日常生活に必要な手続き (例：生活費の引き出し)

以上

下関市 介護保険課 事業者係  
電話083-231-1371

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙2

下介第1424号  
平成25年 9月 2日

各指定(介護予防)訪問介護事業所 }  
各指定居宅介護支援事業所 } 管理者 様  
各指定介護予防支援事業所 }

下関福祉部介護保険課  
課長 五十嵐 修二  
(公印省略)

指定(介護予防)訪問介護における院内介助の取扱いについて(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者の通院時におけるいわゆる院内介助が、介護保険(指定(介護予防)訪問介護)の算定対象となるか否かにつきましては、厚生労働省より、

①基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合によっては算定対象となること

また、

②院内介助が算定対象と認められる場合については、各保険者の判断となること  
が示されています(『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について)(平成15年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号)及び「訪問介護における院内介助の取扱いについて」(平成22年4月28日老健局振興課事務連絡)。

院内介助の算定可否に関する保険者判断につき、本市においては、これまで個別の問い合わせに対してその都度検討し、回答してまいりましたが、その取扱いについて別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙

平成25年 9月 2日

下関市福祉部介護保険課

指定（介護予防）訪問介護における院内介助の取扱いについて

下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険（指定（介護予防）訪問介護）の算定対象となる場合は、以下の要件をすべて満たす場合といたします。

なお、指定（介護予防）訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 受診先医療機関の職員等による対応が困難であること。

※受診先医療機関において、当該医療機関の職員や院内ボランティア等による対応が可能な場合は、そちらによる対応が優先されるため、算定できません。

※受診先医療機関の職員等による対応が可能か否かについては、受診先の医療機関に確認いただくことが望ましいですが、受診先医療機関の普段または当日の混雑具合や職員等の配置具合から、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含む。以下「介護支援専門員」という。）が総合的に判断しても構いません。

(2) 利用者が身体介護を必要とする状態であること。

※利用者の容態から判断して、院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人では困難であり、身体介護が必要な場合に、当該介助を行った時間についてのみ算定可能です。院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人で対応できる利用者に、単に付き添っているだけの時間については算定できません。

(3) 上記(1)(2)について、介護支援専門員が支援経過記録等にその内容を記録していること。

(4) 診察室や検査室等内における介助を算定していないこと。

※診察室や検査室等内における介助は、医療保険で提供されるサービスであるため、算定できません。

※診察時等において、利用者に代わって、医師等に利用者の容態等を説明したり、医師からの説明等を聞き取ったりする行為は、身体介護、生活援助のいずれにも該当しないため、算定できません。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙3

下 介 第 1 3 9 2 号  
平成 2 0 年 9 月 1 6 日

各指定訪問介護事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長

訪問介護員等による金銭管理について (通知)

平素から本市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、従前より、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により対応していただくようお願いしておりますが、このところ、訪問介護員等が金銭管理を行うことに起因しトラブルが発生した事案が多数報告されております。

つきましては、各事業所においてサービス利用者の信頼を裏切ることのないよう、下記の点に十分留意し適正な事業運営を図ってください。

記

- 1 管理者等は、訪問介護サービスが利用者等の信頼の上に成り立っていること、また介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、金銭トラブルが生じないよう適時、的確な相談や指導を行うこと。
- 2 訪問介護サービスの大部分は高齢者の居宅で単独の訪問介護員によって提供されるものであることから、不要な金銭管理を行うことによって、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意すること。
- 3 訪問介護サービスとして行うことのできる日用品等の買い物の援助は、食料品など、利用者が日常生活を送る上で必要な範囲に限られており、その範囲を超える現金や通帳を預かることはできないものであること。
- 4 金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、

公的な制度の利用を勧めること。なお詳細については、市、地域包括支援センター

または社会福祉協議会に相談すること。

【問い合わせ先】

〒750-8521 下関市南部町1-1

下関市福祉部介護保険課 給付係

担当：東矢、藤井

TEL 083-231-1371

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙4

下 介 第 8 3 号  
平成 2 7 年 1 月 1 9 日

各指定(介護予防)訪問介護事業所  
各指定居宅介護支援事業所  
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  
各指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所  
各指定介護予防支援事業所

管理者 様

下関福祉部介護保険課  
課長 五十嵐 修二  
(公印省略)

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問介護<sup>(注1)</sup>における生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して行った場合に算定することと定められています。

このたび、当該生活援助の提供範囲について、別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、利用者が、上記「当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である」状況であるかどうかについては、適切なアセスメントにより、判断を行ってください。

また、同居の家族等がいる場合の「同居家族がいる場合の生活援助 算定相談票」については、従来どおり提出<sup>(注2)</sup>が必要であるため、十分ご注意ください。

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に取り扱います。

(注2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護については、今後も相談票の提出は求めませんが、生活援助の提供範囲については同様に取り扱いますので、本通知の趣旨に沿った適切なサービス提供をお願いします。

下関市福祉部介護保険課事業者係  
〒750-0006  
下関市南部町21-19  
(下関商工会館4階)  
TEL: 083-231-1371  
FAX: 083-231-2743

平成27年1月19日  
下関市福祉部介護保険課

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について（通知）

下関市において、同居の家族等がいる場合に生活援助が提供可能な範囲については、以下のとおりです。

なお、指定訪問介護事業所<sup>(注1)</sup>が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 要介護者等のみに対し行う家事

同居の家族等の障害、疾病等の理由、その他やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である場合には、算定可能です。

(例：利用者のみが使用する寝室の掃除、利用者のみ衣類の洗濯)

(2) 要介護者等及び同居の家族等に対し行う家事

同居の家族等も使用する部分であれば、たとえ要介護者等がいなくても当然に当該家族等が行う家事であるため、介護保険に優先して当該家族等が行うことが適当であるものと判断し、算定することはできません。

(例：利用者とその家族が共用するトイレの掃除、利用者とその家族の衣類の洗濯)

ただし、要介護者等の身体状況や認知症状等により、通常同居の家族等が行うべき家事の範囲を超えた家事の必要性が生じる場合(例：認知症状に起因する異常行動により、多大な汚染が生じている場合)には、当該部分の対応については算定可能です。

(例：排泄失敗により汚染があるトイレ・廊下の掃除)

また、同居の家族等が障害認定を受けている場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家族等に対しても家事援助が必要となります。この場合、障害福祉サービスではなく介護保険サービスによる対応が優先されるべきであるため、算定可能です。

なお、たとえ同居の家族等が障害認定を受けている場合であっても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

また、同居の家族等が児童<sup>(注2)</sup>である場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家事については算定可能です。

この場合についても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

(3) 同居の家族等のみに対し行う家事

主として家族の利便に供する行為であり、要介護者等に対して行う生活援助には含まれないため、算定することはできません。

(例：家族のみが使用する部屋の掃除、家族のみ衣類の洗濯)

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に扱います。

(注2) 児童福祉法に基づき、満18歳に満たない者をいいます。